

山貨災防発第 6 9 号
令和 4 年 3 月 1 1 日

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部 支部長 熊澤貞二
(公印省略)

令和 4 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働災害防止活動につきましては、日頃より積極的に推進頂き感謝申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 2 0 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 2 9 年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（以下「キャンペーン」という）を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（1 月 14 日現在の速報値。別紙参照）をみると、休業 4 日以上死傷者は 547 人、うち死亡者は 20 人となっておりますが、そのうち山形県における死傷者は、現存するデータでは過去最高の 29 人となっており、死亡者についても平成 2 2 年以来の発生となった 1 人が含まれております。業種別に死傷者数をみると、建設業 128 人、製造業 85 人となっており、全体の 4 割強がこれら 2 つの業種で発生しています。陸運業においては 59 件と前年から減少しています。一方、死亡者においては、建設業、商業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。また、入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が十分でないと思われる事例、WBGT 値を実測せず、その結果として WBGT 基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見受けられています。

つきましては、令和 4 年のキャンペーンを、別添の令和 4 年「STOP！熱中症

クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施しますので、貴事業場におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、関係者に対して周知を図っていただくとともに、貴事業所において確実な取り組みが行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、関係者への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等のご配慮をお願いいたします。

以 上

添付資料

別紙：令和３年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況
(令和４年１月１４日時点速報値)

別添：令和４年「**STOP！熱中症** クールワークキャンペーン」実施要領
令和４年２月２２日制定

〃 パンフレット

本文書および添付資料は、陸災防山形県支部ホームページにアップしています。
